

異常気象時などにおける児童の安全確保について(訂正②)

1 台風などで「暴風警報」発令の場合

- (1) 登校前に「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「暴風警報」が発令されている場合
(「春日井市」に発令されているかどうかは、気象庁のホームページなどで確認して下さい)

暴風警報	授業	昼食	備考
午前 7 時までに解除された場合	平常どおり授業を行います。	- 事前に給食中止を決定したときは、非常用給食を提供 - 事前に給食中止を決定しなかったときは、給食提供	- 暴風警報が解除されても、通学路が危険な場合は登校を見合わせてください。 - 非常用給食の量に不安がある場合は、追加で弁当持参も可
午前 7 時から午前 11 時の間に解除された場合	5 時間目から授業を行います。	家で食事	- 通学班で登校します。 <u>集合時刻はすべての班で 13 時</u>とします。
午前 11 時を過ぎても解除されない場合	当日の授業を中止します。		

- (2) 登校後、「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「暴風警報」が発令された場合
- 授業を中止し、事前に届け出ていただいている①か②の方法で下校します(配付・回収済)。
 - ① 通学班で、自宅に下校(通学班担当教員が引率して通学班で下校)
 - ② 引き渡し(学校待機)
 - 台風の接近などで、登校後に児童が早めに下校することが予想される場合は、児童が安心して帰宅できるようにあらかじめご配慮ください。
 - 下校が困難と判断した場合は、学校に待機させ、お迎えをお願いすることがあります。
 - 給食や日課の関係で対応を変更する場合は、ホーム&スクール・学校ホームページでお知らせします。それらが使えない場合は Google サイト「緊急連絡ページ」でお知らせします。
- (3) 台風の強さや進路からみて、翌日の登下校が危険と予想される場合
- 春日井市教育委員会の判断で、前日に休校を決定する場合があります。
 - 前日に学校から文書等によって具体的な対応についてお知らせします。

2 「大雨警報」や「洪水警報」発令の場合

- (1) 登校前に「大雨警報」や「洪水警報」が発令されている場合
- 「暴風警報」以外の警報の場合は、平常どおり授業を行います。
 - ただし、登校時に雨や風・雷により通学が危険な場合は登校を遅らせたり、休ませたりしてください。その場合は、学校へ連絡してください。
- (2) 登校後に「大雨警報」や「洪水警報」が発令された場合
- 状況が悪化することが予想される場合は、早めに下校させることがあります。
 - 下校が困難と判断した場合は、学校に待機させ、お迎えをお願いすることがあります。



Google サイト
「緊急連絡ページ」

3 地震の場合

- (1) 震度 5 弱以上の地震発生及び南海トラフ地震臨時情報による「自宅待機」の指示が出た場合
- 登校前に発生した場合は、自宅待機とします。

- ・ 登校後に発生した場合は、学校で待機させますので、お迎えをお願いします。
- (2) 震度4以下の地震の場合
- ・ 登校前に発生した場合は、原則として、状況をみながら登校します。
 - ・ 通学路等の安全確認のご協力をお願いします。
 - ・ 登校後に発生した場合は、原則として、安全確保をしたうえで通常の授業を行います。
- (3) 登下校中に地震が発生した場合
- ・ 様子を見ながら、安全な場所での待機・帰宅・登校の判断を児童が自分でしなければなりません。近くの保護者の方で見回りや誘導をお願いします。
- (4) 南海トラフ地震について
- ・ 令和元年5月31日より、「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件が変更となりました。今後は「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表されます。また、「南海トラフ臨時情報」は「調査中」「巨大地震警戒」「巨大地震注意」「調査終了」の4つのキーワードが付記されることになっております。

4 「特別警報およびレベル4以上の大雨警報等の発令」または「警戒レベル4以上の避難情報が春日井市から発令」の場合

- (1) **午前7時に**「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「特別警報および警戒レベル4以上の大雨警報等（以下「特別警報等」という）」が発表されている場合、または春日井市に「警戒レベル4以上の避難情報」が発表されている場合
- ・ 午前7時の段階で「特別警報等または春日井市に警戒レベル4以上の避難情報」が発令されている場合は、休校となります。
 - ・ その日のうちに「特別警報等または春日井市に警戒レベル4以上の避難情報」が解除されても、登校させないでください。
 - ・ 解除後の授業の再開日時は、ホーム&スクール・学校ホームページでお知らせします。
 - ・ 通学路の冠水や河川の増水等により登校が危険だと保護者の方が判断された場合は、登校させないでください。その場合は、必ず学校へご連絡ください。
- (2) 児童の登校後に「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「特別警報等または春日井市に警戒レベル4以上の避難情報」が発表された場合
- ・ 午前7時から本校の始業時間までに「特別警報等または春日井市に警戒レベル4以上の避難情報」が発令された場合も休校です。この場合、児童がすでに登校してしましたら「学校待機」とします。(状況によっては「お迎え」をお願いする場合があります。その場合は、ホーム&スクール・学校ホームページでお知らせします。)
 - ・ 発令後、即時に授業等を中止し、児童を校内の安全な場所で待機させます。**校内待機を原則とし、状況に応じて保護者への「引き渡し」等による下校の対応を行います。ただし、レベル5の場合については、校内待機とし垂直避難など命を守る最善行動をとります。**
 - ・ その後「特別警報等または春日井市に警戒レベル4以上の避難情報」が解除されても、災害の状況及び気象・通学路の状況等から児童の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ児童の安全を確保します。
 - ・ 「特別警報等または春日井市に警戒レベル4以上の避難情報」解除後に安全確認ができた場合は、学校からホーム&スクール・学校ホームページでご連絡させていただく時間に「お迎え」をお願いします。

5 お願い

- (1) 異常気象を含め緊急事態発生の場合、文書、ホーム&スクール、ホームページでお知らせします。それらが使えない場合はGoogleサイト「緊急連絡ページ」でお知らせします。
- (2) 危険防止のため、日頃から災害に対する安全指導をお願いします。
- (3) 地域に異常事態や事故が発生した場合は、学校へお知らせください。